

平成27年度宇都宮市国民保護協議会

日時：平成28年2月12日(金)

午後1時30分～午後2時30分(予定)

場所：宇都宮市役所14階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 「宇都宮市国民保護計画」の変更について(諮問)

(2) 「宇都宮市国民保護計画」の変更について(答申)

4 そ の 他

5 閉 会

宮危第208号
平成28年2月12日

宇都宮市国民保護協議会長 様

宇都宮市長 佐藤 栄一

「宇都宮市国民保護計画」の変更について（諮問）

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第39条
第3項の規定に基づき、「宇都宮市国民保護計画」の変更について諮問します。

諮 問 理 由

このたび、平成26年5月に国の定めた「国民の保護に関する基本指針(以下、「基本指針」という。)」が変更されたことを受け、栃木県においては、平成26年11月に「栃木県国民保護計画(以下、「県計画」という。)」を変更しました。

そのため、宇都宮市においても国の基本指針及び県計画との整合性を保つため、計画の一部を変更する必要があります。

つきましては、「宇都宮市国民保護計画」の変更に関しまして御意見をいただきたく、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第39条第3項の規定に基づき諮問するものであります。

「宇都宮市国民保護計画」の変更について（諮問）

◎ 趣 旨

「宇都宮市国民保護計画」の変更について諮問するもの

1 背景・変更の目的

栃木県においては、平成26年5月に国の「国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」が変更されたことを受け、同年11月に「栃木県国民保護計画（以下「県計画」という。）」を変更した。

本市においても、国の基本指針及び県計画との整合を図るため、計画を変更する必要がある。

2 主な変更点

(1) 国の基本指針及び県計画の変更に伴う事項

ア 「計画が対象とする事態」に、「NBC攻撃の場合の対応」を追加し、その特徴や留意点を盛り込む。

※ NBCとは、核兵器等（N：Nuclear）、生物兵器（B：Biological）、化学兵器（C：Chemical）をいう。

イ 「市地域防災計画」に「放射線等対策編」を追加したことから、「武力攻撃原子力災害への対処」における『「市地域防災計画」等に準じた措置』を、『「市地域防災計画（放射線等対策編）」等に準じた措置』に変更する。

ウ 大規模集客施設等における避難等の円滑化の必要性を考慮し、「避難実施要領の策定の際における考慮事項」に「大規模集客施設及び旅客輸送関連施設の施設管理者との調整」を追加する。

エ 全国の自治体において、警報等の情報伝達的手段として、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備が進んだことから、『情報収集・提供等の体制整備』に、それらを追加する。

(2) 市の地理的、社会的特長の変化に伴う事項

市の人口及び世帯数、気候等を最新の数値に変更

3 宇都宮市国民保護計画（変更案）について

別紙「宇都宮市国民保護計画（変更案）」の概要のとおり

4 今後のスケジュール

平成28年	2月下旬	知事の承認（計画の決定）
	3月中旬	市議会報告及び公表

「宇都宮市国民保護計画（変更案）」の概要

○ 第1章 総論

現行	修正案	ページ
第5節 市国民保護計画が対象とする事態		
<p>1 武力攻撃事態 市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている、以下の4類型を対象とする。</p> <p>(1) 着上陸侵攻 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるため、広域避難が必要となる。</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 事前にその活動を予測あるいは察知できず、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後適当な避難地に移動させる等、時宜に応じた措置が必要となる。</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが必要となる。</p> <p>(4) 航空攻撃 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標値を限定せずに室内への避難等を広範囲に指示することが必要となる。</p>	<p>※ 国・県の国民保護計画に倣い、市国民保護計画が対象とする事態に、特徴や留意点を盛り込む「NBC攻撃の場合の対応」を追加する。</p> <p>1 武力攻撃事態 (1) 武力攻撃事態の類型 (同左)</p> <p>① 着上陸侵攻 (同左)</p> <p>② ゲリラや特殊部隊による攻撃 (同左)</p> <p>③ 弾道ミサイル攻撃 (同左)</p> <p>④ 航空攻撃 (同左)</p> <p>(2) NBC攻撃の場合の対応 NBC攻撃に対する対応については、以下のとおりである。</p> <p>① 核兵器等 ア 核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という。)による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能(物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。核爆発によって(ア)熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、(イ)爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、(ウ)初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち(ア)及び(ウ)は爆心地周辺において被害をもたらすが、(イ)の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>イ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸引することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>ウ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p>	<p>P 1 6 ～ P 2 0</p>

<p>2 緊急処理事態</p> <p>市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次に掲げる事態例を対象とする。</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ ダムの破壊 <p>イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破 <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>ア 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入 <p>イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来 	<p>エ 核攻撃等においては避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>② 生物兵器</p> <p>ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>ウ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)より、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p> <p>③ 化学兵器</p> <p>ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>イ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p> <p>2 緊急処理事態</p> <p>市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次に掲げる事態例を対象とする。</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 (同左)</p> <p>② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 (同左)</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>① 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 (同左)</p> <p>② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 (同左)</p>	
---	---	--

○ 第2章 平素からの備えや予防

現行	修正案	ページ				
第1節 組織・体制の整備等						
<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備 市は、情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 体制の整備に際しては、障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保に当たっては、以下の事項に十分留意し、運営・管理、整備等を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">施設・設備面</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、管理・運用体制の構築を図る。 ・被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備等を図る。 ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進等によるネットワーク間の連携を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、非常通信設備を定期的に総点検する。 </td> </tr> </table> <p>(3) 情報の共有 市は、国民保護措置の実施のための必要な情報の収集、蓄積及び更新等に努める。</p>	施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、管理・運用体制の構築を図る。 ・被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備等を図る。 ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進等によるネットワーク間の連携を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、非常通信設備を定期的に総点検する。 	<p>※ 全国の自治体において、警報等の情報伝達的手段として、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備が進んだことから、国・県の国民保護計画に倣い、「情報収集・提供等の体制整備」に、それらを追加する。</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備 (同左)</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 (同左)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">施設・設備面</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の・・・(同左) ・被害を受けた場合に・・・(同左) ・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等の公共ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理・整備を行う。 ・無線通信ネットワークの・・・(同左) ・武力攻撃災害時に・・・(同左) </td> </tr> </table> <p>(3) 情報の共有 (同左)</p>	施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の・・・(同左) ・被害を受けた場合に・・・(同左) ・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等の公共ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理・整備を行う。 ・無線通信ネットワークの・・・(同左) ・武力攻撃災害時に・・・(同左) 	<p>P 2 9 ～ P 3 0</p>
施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、管理・運用体制の構築を図る。 ・被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備等を図る。 ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進等によるネットワーク間の連携を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、非常通信設備を定期的に総点検する。 					
施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の・・・(同左) ・被害を受けた場合に・・・(同左) ・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等の公共ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理・整備を行う。 ・無線通信ネットワークの・・・(同左) ・武力攻撃災害時に・・・(同左) 					

○ 第3章 武力攻撃事態等への対処

現行	修正案	ページ
第4節 警報及び避難の指示等		
<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、収集した情報を迅速に県に提供する。</p> <p>(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項 策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>ア 避難指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)</p> <p>イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)</p> <p>ウ 避難住民の概数把握</p> <p>エ 誘導手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))</p> <p>オ 輸送手段の把握 ※輸送手段が必要な場合 (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)</p> <p>カ 要援護者の避難方法の決定 (救護班の設置)</p> <p>キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)</p> <p>ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)</p> <p>ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)</p> <p>コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)</p> <p>(3) 国の対策本部長による利用指針の調整 市長は、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。</p> <p>(4) 避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領の内容を、住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。</p> <p>3 避難住民の誘導 市長は、避難実施要領の定めにより、避難誘導等を実施する。</p>	<p>※ 国・県の国民保護計画に倣い、「避難実施要領の作成の際における考慮事項」に「大規模集客施設及び旅客輸送関連施設の施設管理者との調整」を追加する。</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定 (同左)</p> <p>(2) 避難実施要領の作成の際における考慮事項 策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>ア 避難指示の内容の確認 (同左)</p> <p>イ 事態の状況の把握 (同左)</p> <p>ウ 避難住民の概数把握</p> <p>エ 誘導手段の把握 (同左)</p> <p>オ 輸送手段の把握 (同左)</p> <p>カ 要配慮者の避難方法の決定 (同左)</p> <p>キ 避難経路や交通規制の調整 (同左)</p> <p>ク 職員の配置 (同左)</p> <p>ケ 関係機関との調整 (同左)</p> <p>コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (同左)</p> <p>サ <u>大規模集客施設及び旅客輸送関連施設の施設管理者との調整(当該施設等に滞在する者等について、円滑に避難等できるよう調整)</u></p> <p>(3) 国の対策本部長による利用指針の調整 (同左)</p> <p>(4) 避難実施要領の内容の伝達等 (同左)</p> <p>3 避難住民の誘導 (同左)</p>	<p>P 5 4 ~ P 5 5</p>

現行	修正案	ページ
第5節 救援		
<p>1 救援の実施</p> <p>(1) 救援の実施 市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったとき、関係機関の協力を得て行う。</p> <p>(2) 救援の補助 知事が実施する措置の補助を行う。</p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>(1) 県への要請等 市長は、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、支援内容を示して要請する。</p> <p>(2) 他市町との連携 市長は、知事に対して県内の他の市町との調整を行うよう要請する。</p> <p>(3) 日本赤十字社との連携 市長は、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。</p> <p>(4) 緊急物資の運送の求め 市長は、運送事業者に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>(2) 救援における県との連携 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>※ 救援事務が、厚生労働省から内閣府へ移管されたことに伴い「救援の基準等」における所管省庁を変更する。</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(1) 救援の実施 (同左)</p> <p>(2) 救援の補助 (同左)</p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>(1) 県への要請等 (同左)</p> <p>(2) 他市町との連携 (同左)</p> <p>(3) 日本赤十字社との連携 (同左)</p> <p>(4) 緊急物資の運送の求め (同左)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>(2) 救援における県との連携 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>P60 ~P61</p>

現行	修正案	ページ
第7節 武力攻撃災害への対処		
<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 NBC攻撃による災害への対処 市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国の基本方針を踏まえ、初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>2 武力攻撃原子力災害への対処 本市には、原子力事業所が所在しないが、本市において、<u>武力攻撃により、放射性物質輸送中における放射性物質又は放射線の輸送容器外への放出又は放出のおそれがある事態が発生した場合における</u>周囲への影響にかんがみ、市は、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 宇都宮市地域防災計画等に準じた措置の実施 市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、宇都宮市地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等 ア 市長は、放射性物質等の放出に関する通報を原子力防災管理者等から受けたときは、市消防本部に、措置を講ずるよう指示する。</p> <p>イ 市長は、市消防本部等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、<u>その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合</u>にあつては、<u>経済産業大臣及び国土交通大臣</u> ・ <u>試験研究用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合</u>にあつては、<u>文部科学大臣及び国土交通大臣</u> <p>ウ 市消防本部は、消防職員の安全確保を図りながら、消火、救出、救護等の措置を講ずる。</p>	<p>※ 武力攻撃原子力災害への対処の内容において、「市地域防災計画等に準じた措置の実施」に「放射線等対策編」を追加する。また、原子力規制委員会の設置に伴う、国の基本指針の見直しにより、「放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等」を変更する。</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 NBC攻撃による災害への対処 (同左)</p> <p>2 武力攻撃原子力災害への対処 本市には、原子力事業所が所在しないが、<u>近隣県に立地する原子力事業所が武力攻撃を受けた場合や、本市内において、放射性物質輸送中に武力攻撃を受け、放射性物質又は放射線の輸送容器外への放出又は放出のおそれがある場合、</u>周囲への影響にかんがみ、市は、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 宇都宮市地域防災計画（<u>震災対策編、風水害・放射線等対策編</u>）等に準じた措置の実施 市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、宇都宮市地域防災計画（<u>震災対策編、風水害・放射線等対策編</u>）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等 ア (同左)</p> <p>イ 市長は、市消防本部等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、<u>実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合</u>にあつては、<u>その旨を原子力規制委員会及び国土交通大臣に通報する。</u></p> <p>ウ (同左)</p>	<p>P 7 2 ~ P 7 4</p>

(案)

資料 2

宮 国 協 第 号
平成 2 8 年 2 月 日

宇 都 宮 市 長 様

宇都宮市国民保護協議会
会 長 佐 藤 栄 一

「宇都宮市国民保護計画」の変更について（答申）

平成 2 8 年 2 月 1 2 日付け宮危第 2 0 8 号で諮問のあった標記の件について、
「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第 3 9 条第
2 項第 2 号の規定に基づき、本協議会の意見を下記のとおり答申する。

記

「宇都宮市国民保護計画の変更について（諮問）」は、「武力攻撃事態等におけ
る国民の保護のための措置に関する法律」第 3 9 条第 2 項第 1 号の規定に基づ
き審議したところ、適切であると認める。